第千七百五十九号

平成十九年

月

曜 日

五月十四日

告 示

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について................................三四 土地改良区役員の退任及び就任......

. 三四〇

漁業協同組合の遊漁規則の変更認可 (三件)....... 自動車税の収納事務の委託......三三九

告

示

目

次

山梨県告示第百八十三号

り、次の表の上欄に掲げる者に同表の中欄に掲げる事務を同表の下欄に掲げる期間委託 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百五十八号の二第一項の規定によ

平成十九年五月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

東京都千代田区二番町八番地八 直営店舗及び加盟店舗 平成十九年四月二十三日	番八号(株式会社山梨中央銀行)山梨県甲府市丸の内一丁目二十	ビス株式会社番三号 地銀ネットワークサー番三号 地銀ネットワークサー東京都千代田区鍛冶町一丁目八	委託した相手方の住所及び名称
直営店舗及び加盟店舗	の収納情報の作成梨県の歳入とするため収納した自動車税を山	収納情報の取りまとめ 一日までその自動車税に関する から平成収納した自動車税及び 平成十九	委託した事務の内容
平成十九年四月二十三日	の収納情報の作成 一日まで梨県の歳入とするため から平成二十年三月三十収納した自動車税を山 平成十九年四月二十三日	収納情報の取りまとめ 一日までその自動車税に関する から平成二十年三月三十収納した自動車税及び 平成十九年四月二十三日	委託した期間

Щ

梨 県

公

報

第千七百五十九号

平成十九年五月十四日

株式会社ローソン	マート 六番十号 株式会社ファミリー 京家都豊島区東池袋四丁目二十	ザキ 番一号 株式会社デイリーヤマ 東京都千代田区岩本町三丁目十	ジャパン イレブン・
納事務 における自動車税の収 直営店舗及び加盟店舗	納事務 における自動車税の収 直営店舗及び加盟店舗	納事務における自動車税の収における自動車税の収	納事務における自動車税の収
納事務 - 一日まで - 一日までにおける自動車税の収 から平成二十年三月三十直営店舗及び加盟店舗 平成十九年四月二十三日	納事務 一日までにおける自動車税の収 から平成二十年三月三十直営店舗及び加盟店舗 平成十九年四月二十三日	納事務 一日までにおける自動車税の収 から平成二十年三月三十直営店舗及び加盟店舗 平成十九年四月二十三日	納事務 一 一日まで 一日まで 一日まで 一日まで 一日まで 一日まで 一日まで 一日

山梨県告示第百八十四号

協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十九条第三項の規定により、漁業

平成十九年五月十四日

山梨県知事 横 内 正

明

漁業権者の名称及び住所

峡東漁業協同組合 山梨市正徳寺千九百二十番地

漁業権の免許番号

内共第三号

- Ξ 認可に係る変更内容
- 表に次のように加える。 に、「九月一日夜明け」を「九月十五日午前四時」に、「九月十五日夜明け」を 「十月一日午前四時」に、「三月一日夜明け」を「三月一日午前四時」に改め、 第三条第二項の表中「にじます」を削り、「解禁日夜明け」を「解禁日午前四時」 同

にじます 竿づり 全域 周年

2 別表に次のように加える。

Щ

梨

県

三四〇

兀 平成十九年四月六日 変更後の遊漁規則の施行日 金昇堂 小宮山睦夫 山梨市小原西千百二

山梨県告示第百八十五号

協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十九条第三項の規定により、 漁業

平成十九年五月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

漁業権者の名称及び住所

丹波川漁業協同組合 北都留郡丹波山村八百九十番地

 \equiv 漁業権の免許番号

内共第六号

認可に係る変更内容

Ξ

場」に改める。 第三条第二項の表中「丹波山村川釣場」を「禁漁区 (マリコ川) 及び丹波山村川釣

四 変更後の遊漁規則の施行日

平成十九年四月六日

山梨県告示第百八十六号

協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十九条第三項の規定により、 漁業

平成十九年五月十四日

山梨県知事 横 内 正

明

漁業権者の名称及び住所

小菅村漁業協同組合 北都留郡小菅村六千四百三十一番地

漁業権の免許番号

内共第七号

認可に係る変更内容

Ξ

第三条第五項の①の表を次のように改める。

別 遊 漁 学

魚 種 釣り方 期 間 料特 特 小 別 生 遊 以 漁 下 料の

受証後の差無見り返す日	にじます				・こごますやまめ・いわな	にじます	やまめ・いわな
	リリース ***	リリース	釣り り 疑似餌	リリース キャッチ&	疑似餌釣り	餌釣り	餌釣り
	までより、	日まで四月一日か	でいた日間である。	日日	日日	日日	日日
	10、000円	、000円	二、000円	二、五〇〇円	三、000円	二、五〇〇円	四、000円
	五、000円	六 000円	1、000円	一、三〇〇円	一、五〇〇円	一、三〇〇円	二、000円

兀 変更後の遊漁規則の施行日 平成十九年四月六日

告

公

土地改良区役員の退任及び就任

六ヶ村堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 村山

平成十九年五月十四日

山梨県知事 横 内 正

明

退 任

役職名	
氏	
名	
住	
所	
退	
任	
年	
月	
日	

山梨県公報
第千七百五十九号
平成十九年五月十四日

理事	役職名	就	同	同	同	監事	同	同	同	同	理事
- - 藤 橋	氏	任	中村	大芝	半	 手 塚	浅川	矢嶋	原	加 藤	山本
<u>一</u> 郎	名		隆 徳	昭夫	武茂	昭三	益徳	志朗	俊廣	章 男	勝治
北杜市高根町村山北割一三一一	住		同蔵原一九〇四	同村山西割一二六七	同村山北割一二〇六		同村山北割三八二四	同蔵原一七三一の一	同村山西割一六三八	同 堤五五九	北杜市高根町小池五六二
平成十九年四月一日	就任年月日		同	同	同	同	同	同	同	同	平成十九年三月三十一日

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

平成十九年五月十四日

山梨県知事 横 内

正

明

開発区域 (工区) に含まれる地域の名称

及び九六の一四の区域 九六の七、九六の八、九六の九、九六の一〇、九六の一一、九六の一二、九六の一三 中巨摩郡昭和町押越字殿屋敷九六の一、九六の三、九六の四、九六の五、九六の六、

二 公共施設の種類、位置及び区域

		次の図のとおり	道 路
及び区域	置	位	公共施設の種類

に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場

Ξ 開発許可を受けた者の住所及び氏名

澄博 甲斐市竜王新町三百四十二番地二 株式会社ライフプランニング 代表取締役 河

• 開発行為に関する工事の完了について

に関する工事は、完了した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為 平成十九年五月十四日

山梨県知事

横

内

正

明

開発区域に含まれる地域の名称

南都留郡富士河口湖町勝山字下伝水二六九五の一、二六九五の三、二六九六の一、